

半期報告書

(第45期中) 自 平成19年 5月21日
至 平成19年11月20日

アスクル株式会社

(431394)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	3
3	関係会社の状況	3
4	従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
1	業績等の概要	4
2	仕入および販売の状況	5
3	対処すべき課題	6
4	経営上の重要な契約等	6
5	研究開発活動	6
第3	設備の状況	7
1	主要な設備の状況	7
2	設備の新設、除却等の計画	7
第4	提出会社の状況	8
1	株式等の状況	8
(1)	株式の総数等	8
(2)	新株予約権等の状況	8
(3)	ライツプランの内容	23
(4)	発行済株式総数、資本金等の状況	23
(5)	大株主の状況	24
(6)	議決権の状況	25
2	株価の推移	25
3	役員の状況	25
第5	経理の状況	26
1	中間連結財務諸表等	27
(1)	中間連結財務諸表	27
(2)	その他	51
2	中間財務諸表等	52
(1)	中間財務諸表	52
(2)	その他	68
第6	提出会社の参考情報	69
第二部	提出会社の保証会社等の情報	70

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月8日
【中間会計期間】	第45期中（自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日）
【会社名】	アスクール株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩田 彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	平成17年度中	平成18年度中	平成19年度中	平成17年度	平成18年度
会計期間	自 平成17年 5月21日 至 平成17年 11月20日	自 平成18年 5月21日 至 平成18年 11月20日	自 平成19年 5月21日 至 平成19年 11月20日	自 平成17年 5月21日 至 平成18年 5月20日	自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日
売上高 (百万円)	77,730	84,304	92,793	161,694	176,254
経常利益 (百万円)	4,166	2,741	4,495	8,780	8,404
中間(当期)純利益 (百万円)	1,938	1,370	2,415	4,469	4,345
純資産額 (百万円)	23,248	24,227	29,098	25,944	27,291
総資産額 (百万円)	58,598	60,032	69,731	63,642	66,987
1株当たり純資産額 (円)	534.66	570.78	682.24	594.99	641.28
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.66	31.91	56.89	102.78	101.77
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.27	31.87	56.74	101.98	101.56
自己資本比率 (%)	39.7	40.3	41.5	40.8	40.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,814	△1,410	2,967	9,774	6,205
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,100	△4,782	△2,102	△3,603	△7,189
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△281	△3,096	△670	△116	△3,066
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	19,156	11,487	16,915	20,779	16,725
従業員数 (人)	293	372	418	347	382
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(103)	(-)	(-)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 提出会社は、平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成17年度中および平成17年度の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3 平成17年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期中	第44期中	第45期中	第43期	第44期
会計期間	自 平成17年 5月21日 至 平成17年 11月20日	自 平成18年 5月21日 至 平成18年 11月20日	自 平成19年 5月21日 至 平成19年 11月20日	自 平成17年 5月21日 至 平成18年 5月20日	自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日
売上高 (百万円)	77,455	84,036	92,515	161,079	175,704
経常利益 (百万円)	4,152	2,780	4,589	8,746	8,455
中間(当期)純利益 (百万円)	1,957	1,427	2,531	4,504	4,448
資本金 (百万円)	3,390	3,489	3,509	3,473	3,504
発行済株式総数 (千株)	43,483	43,630	43,659	43,605	43,650
純資産額 (百万円)	23,287	24,339	29,373	25,999	27,452
総資産額 (百万円)	58,618	60,126	69,984	63,630	67,116
1株当たり純資産額 (円)	535.55	573.41	688.71	596.25	645.07
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	45.09	33.23	59.62	103.57	104.18
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.70	33.19	59.46	102.77	103.95
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	11.00	16.00
自己資本比率 (%)	39.7	40.5	41.8	40.9	40.8
従業員数 (人)	291	368	407	345	372
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(103)	(—)	(—)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期中および第43期の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
- 第43期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 第44期の1株当たり配当額は、アスクル事業継承10周年記念配当5円を含んでおります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年11月20日現在

事業の種類	従業員数(人)
オフィス関連商品の販売事業	418 (103)

- (注) 1 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均雇用人数を（ ）内に外数で記載しております。
- 2 従業員数は当中間連結会計期間において36名増加しておりますが、業容拡大に伴う増加であります。また、臨時従業員数103名の増加は、物流センター内勤務者の安定的な確保のため、雇用形態を一部人材派遣から当社直接雇用へ変更したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年11月20日現在

従業員数(人)	407 (103)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は当中間会計期間の平均雇用人数を（ ）内に外数で記載しております。
- 2 従業員数は当中間会計期間において35名増加しておりますが、業容拡大に伴う増加であります。また、臨時従業員数103名の増加は、物流センター内勤務者の安定的な確保のため、雇用形態を一部人材派遣から当社直接雇用へ変更したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）におけるわが国経済は、企業業績の改善による設備投資の増大等により、堅調な景気回復が続きました。一方、原油価格に代表される原材料価格の高騰や、いわゆるサブプライムローン問題に起因する米国経済の減速懸念等により経済の先行き不透明感は強まってまいりました。

このような状況下におきまして、当社グループといたしましては「お客様のために進化するアスクル」という企業理念のもと、意欲的にお客様の求められる商品の価値やサービスを追求してまいりました。

当中間連結会計期間におきましては、次世代ビジネスモデルのインフラの一環として、かねてより準備を進めてまいりました新たな仙台物流センター（仙台DMC）が、8月から稼動しております。また、BPO（注）事業への参入を視野に入れた「間接材一括購買システム」やBtoCビジネスの拡大を目指した個人向けECサイト「ぼちっとアスクル」の開発を進めてまいりました。

既存ビジネスに関しましては、インターネット広告の展開を積極的に行い、お客様開拓に取り組むと同時に、中堅・大企業向け一括電子購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動の推進により、お客様基盤は順調に拡大してまいりました。また、アスクルカタログ2007秋・冬号、アスクル家具カタログ2007秋・冬号、アスクルメディカル&ケアカタログ2007秋・冬号を8月に発刊いたしました。アスクルカタログ2007秋・冬号は、「オフィスでもっとエコロジー！」をキャッチフレーズに、世界的な地球環境保護意識の高まりの中、エコロジーの視点においても、業界をリードする企業の実現を目指し、率先して業務の改善と環境配慮型商品の充実に努力してまいりました。アスクル家具カタログ2007秋・冬号は、国内外から約1,600アイテムを取り揃え、オフィス作りの新しいご提案を進めるとともに環境に配慮した商品・サービスの拡充に努めてまいりました。アスクルメディカル&ケアカタログ2007秋・冬号は、お客様のさらなるご要望にお応えするため、新商品約1,100アイテムを揃え品揃えの拡充に努めてまいりました。

一方、前期より進めてまいりました「コスト構造改革プロジェクト」を継続して実施し、売上高販管費率は前年同期に比べて、1.9%ポイント低減しております。

以上の結果、売上高は927億93百万円（前年同期比10.1%増）となりました。また、広告媒体の見直し、「コスト構造改革プロジェクト」の効果等により、販売費及び一般管理費が178億54百万円（前年同期比0.2%減）となったことなどから、営業利益は44億65百万円（前年同期比64.6%増）、経常利益は44億95百万円（前年同期比64.0%増）、中間純利益は24億15百万円（前年同期比76.2%増）となりました。

（注）BPO：Business Process Outsourcing

企業が自社の業務プロセスの一部を外部委託すること

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、169億15百万円（前年同期末比47.3%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、29億67百万円（前年同期は、14億10百万円の使用）となりました。これは、税金等調整前中間純利益が43億50百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウェア償却費9億97百万円、仕入債務の増加20億8百万円等の増加要因に対して、前連結会計年度末日が金融機関休業日であったことから、ファクタリング未払金の一部が当期中に支払われたこと等によるファクタリング未払金の減少24億60百万円のほか、売上債権の増加20億52百万円、法人税等の支払額18億12百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は21億2百万円（前年同期比56.0%減）となりました。これは、新たな仙台物流センター（仙台DMC）の開設、「間接材一括購買システム」・個人向けECサイト「ぼちっとアスクル」の開発を主な要因として、有形固定資産の取得による支出4億27百万円、ソフトウェアの取得による支出14億60百万円が発生したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6億70百万円（前年同期比78.4%減）となりました。主に配当金の支払額6億79百万円等によるものであります。

2【仕入および販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前中間連結会計期間比（％）
OA・PC用品	32,003	106.5
事務用品	15,788	109.3
オフィス生活用品	11,536	112.0
オフィス家具	7,239	104.2
その他	3,398	108.9
合計	69,966	107.8

(注) 1 当中間連結会計期間より、当社の品目別仕入高等分析において、商品が属する品目区分を一部変更したことから、上記資料も変更後の品目区分にて記載しております。なお、比較を容易にするため、前中間連結会計期間についても、変更後の区分に組み替えて、前中間連結会計期間比を算出しております。

品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専用商品）等

当中間連結会計期間から、品目区分変更を行なった主な商品は、次のとおりであります。

商品名	変更前	変更後
オフィス電化製品	(4) オフィス家具	(1) OA・PC用品
書籍、雑誌、ソフトウェア	(5) その他	(1) OA・PC用品

2 金額は、仕入価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前中間連結会計期間比（％）
OA・PC用品	40,085	108.0
事務用品	21,775	109.4
オフィス生活用品	16,453	113.8
オフィス家具	10,359	110.5
その他	4,118	119.6
合計	92,793	110.1

(注) 1 前中間連結会計期間および当中間連結会計期間における受注ベースの構成比率をインターネット経由とそれ以外に分けて示すと、次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	構成比率（％）	構成比率（％）
インターネット経由	49.6	53.5
上記以外	50.4	46.5
合計	100.0	100.0

2 当中間連結会計期間より、当社の品目別売上高等分析において、商品が属する品目区分を一部変更したことから、上記資料も変更後の品目区分にて記載しております。なお、比較を容易にするため、前中間連結会計期間についても、変更後の区分に組み替えて、前中間連結会計期間比を算出しております。

品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専用商品）、値引き等

当中間連結会計期間から、品目区分変更を行なった主な商品は、次のとおりであります。

商品名	変更前	変更後
オフィス電化製品	(4) オフィス家具	(1) OA・PC用品
書籍、雑誌、ソフトウェア	(5) その他	(1) OA・PC用品

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間においては、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した設備計画に重要な変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末において計画中であった設備計画のうち、当中間連結会計期間において完了したものは次のとおりであります。

新たな仙台物流センター（仙台DMC）の設備・システム一式については、平成19年8月に完成し、同月から稼動しております。完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しております。

なお、これに伴い旧仙台物流センターを閉鎖し、設備の除却を平成19年11月に実施しております。また、旧仙台物流センター設備は、前連結会計年度において減損処理を行っております。

(3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年11月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年2月8日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	43,659,000	43,678,400	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	43,659,000	43,678,400	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成14年8月8日定時株主総会の特別決議(平成14年11月6日取締役会の決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	1,047	972
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	209,400	194,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,545	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月9日 至平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,545 資本組入額 773	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- 5 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

②平成14年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年2月21日取締役会の決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	1,761	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月9日 至 平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,761 資本組入額 881	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

③平成15年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年12月18日取締役会の決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	1,828	1,806
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	365,600	361,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,701	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月9日 至 平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,701 資本組入額 1,351	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

④平成16年8月6日定時株主総会の特別決議（平成16年10月6日取締役会の決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	2,060	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	412,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,559	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月7日 至 平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,559 資本組入額 1,780	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

⑤平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成17年9月15日取締役会の決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	1,970	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	394,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,530	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月6日 至 平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,530 資本組入額 1,765	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

⑥平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成18年4月26日取締役会の決議）

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	140	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	28,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,324	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月6日 至 平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,324 資本組入額 1,662	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- (ロ) 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月11日当社取締役会の決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	4,120	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	412,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,333	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月12日 至 平成23年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) (注) 5	発行価格 2,926 資本組入額 1,463	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6, 7, 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,333円と付与日における公正な評価単価593円を合算しております。

6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由がある場合と当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。

②平成19年2月7日当社取締役会の決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	240	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	24,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,535	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年2月8日 至 平成24年2月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円) (注) 5	発行価格 3,214 資本組入額 1,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6, 7, 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。

6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間
新株予約権を行行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記7に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

(ハ) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく当社取締役および当社使用人に対する新株引受権（ストックオプション）に関する状況は次のとおりであります。

①平成12年8月3日定時株主総会の特別決議

	中間会計期間末現在 (平成19年11月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	5,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	32	同左
新株予約権の行使期間	自平成14年8月4日 至平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32 資本組入額 19	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割により新株を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{\text{既発行株式数}}$$

なお、株式の分割およびこの発行価額を下回る価格で新株を発行する場合または転換社債および新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}$$

3 新株予約権行使の条件

- (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。
- A 平成14年8月4日から平成15年8月3日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 - B 平成15年8月4日から平成16年8月3日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
 - C 平成16年8月4日から平成22年7月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利を与えられた者は、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を継続的に保有する限り、付与された権利の一部または全部を行使することが可能とする。
- (3) 上記に従い権利行使が可能となった引受権は、権利を与えられたものが死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で消滅する。
- (4) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (5) その他、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年5月21日～ 平成19年11月20日 (注) 1	9,000	43,659,000	4	3,509	4	5,989

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 平成19年11月21日から平成20年1月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,400株、資本金が17百万円、資本準備金が17百万円増加いたしました。

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月20日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	17,660	40.4
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,441	5.6
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	1,967	4.5
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	31, Z. A. BOURMICH, L- 8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都品川区東品川2-3-14)	1,567	3.6
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳3-10-1	1,200	2.7
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	1,076	2.5
今泉 壮平	東京都渋谷区	1,026	2.4
岩田 彰一郎	東京都世田谷区	987	2.3
今泉 英久	東京都文京区	796	1.8
今泉 忠久	東京都港区	790	1.8
計	—	29,512	67.6

- (注) 1 アスクル株式会社が所有している株式は自己株式であり、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
- 2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、各々2,349千株および1,248千株であります。
- 3 平成19年6月7日付で、野村証券株式会社およびその共同保有者より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書(変更報告書)写しの内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	100	0.23
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, st. Martin's- le Grand London EC1A 4NP, England	45	0.11
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	2,369	5.43
計	—	2,515	5.76

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年11月20日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,200,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 42,456,100	424,561	同上
単元未満株式	普通株式 2,600	—	同上
発行済株式総数	43,659,000	—	—
総株主の議決権	—	424,561	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の「普通株式」には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株 (議決権20個) 含まれております。

2 単元未満株式の中には、当社所有の自己株式が45株含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年11月20日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳 三丁目10番1号	1,200,300	—	1,200,300	2.7
計	—	1,200,300	—	1,200,300	2.7

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	2,190	2,735	2,735	2,890	3,010	2,950
最低 (円)	1,748	2,125	2,290	2,235	2,655	2,330

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）の中間連結財務諸表および前中間会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）の中間連結財務諸表および当中間会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年11月20日)		当中間連結会計期間末 (平成19年11月20日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年5月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		11,487		16,915		16,725	
2 受取手形及び売掛金		23,568		26,195		24,153	
3 たな卸資産		8,569		8,356		8,826	
4 その他	※2	2,571		2,632		2,629	
貸倒引当金		△41		△122		△42	
流動資産合計		46,156	76.9	53,977	77.4	52,293	78.1
II 固定資産							
1 有形固定資産 ※1							
(1) 建物及び構築物		1,409		1,356		1,350	
(2) その他		3,317		3,655		3,587	
有形固定資産合計		4,726	7.9	5,011	7.2	4,937	7.4
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		4,164		4,095		4,097	
(2) のれん		1,240		1,094		1,167	
(3) その他		1,146		2,678		1,717	
無形固定資産合計		6,550	10.9	7,868	11.3	6,982	10.4
3 投資その他の資産							
(1) その他		2,867		3,279		3,051	
貸倒引当金		△268		△405		△277	
投資その他の資産合計		2,598	4.3	2,873	4.1	2,773	4.1
固定資産合計		13,875	23.1	15,754	22.6	14,693	21.9
資産合計		60,032	100.0	69,731	100.0	66,987	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年11月20日)		当中間連結会計期間末 (平成19年11月20日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年5月20日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形及び買掛金 ※3	20,024		21,417		19,427		
2	未払金	13,311		3,910		3,254		
3	ファクタリング 未払金	—		11,265		13,726		
4	未払法人税等	1,167		2,275		2,007		
5	販売推進引当金	453		501		388		
6	返品調整引当金	33		38		35		
7	その他 ※2	201		531		180		
	流動負債合計	35,192	58.6	39,940	57.3	39,021	58.3	
II 固定負債								
1	退職給付引当金	491		601		547		
2	その他	120		90		127		
	固定負債合計	611	1.0	692	1.0	674	1.0	
	負債合計	35,804	59.6	40,632	58.3	39,695	59.3	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1	資本金	3,489	5.8	3,509	5.0	3,504	5.2	
2	資本剰余金	5,969	9.9	5,989	8.6	5,985	8.9	
3	利益剰余金	17,409	29.0	22,121	31.7	20,384	30.4	
4	自己株式	△2,650	△4.4	△2,651	△3.8	△2,650	△3.9	
	株主資本合計	24,218	40.3	28,969	41.5	27,223	40.6	
II 評価・換算差額等								
1	繰延ヘッジ損益	△0	△0.0	△0	△0.0	1	0.0	
2	為替換算調整勘定	—	—	△1	△0.0	△3	△0.0	
	評価・換算差額等 合計	△0	△0.0	△2	△0.0	△1	△0.0	
III 新株予約権								
	純資産合計	24,227	40.4	29,098	41.7	27,291	40.7	
	負債純資産合計	60,032	100.0	69,731	100.0	66,987	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			84,304	100.0		92,793	100.0		176,254	100.0
II 売上原価			63,694	75.6		70,471	75.9		132,986	75.5
売上総利益			20,610	24.4		22,322	24.1		43,268	24.5
返品調整引当金 戻入額			32	0.0		35	0.0		32	0.0
返品調整引当金 繰入額			33	0.0		38	0.0		35	0.0
差引 売上総利益			20,608	24.4		22,319	24.1		43,265	24.5
III 販売費及び一般管理費	※1		17,896	21.2		17,854	19.3		34,952	19.8
営業利益			2,712	3.2		4,465	4.8		8,312	4.7
IV 営業外収益										
1 受取利息		2			3			4		
2 受取手数料		2			1			2		
3 賃貸料収入		41			20			79		
4 たな卸資産処分益		12			7			24		
5 その他		7	65	0.1	5	39	0.0	28	140	0.1
V 営業外費用										
1 支払利息		0			—			0		
2 賃貸物件諸費用		25			2			37		
3 支払手数料		8			1			10		
4 為替差損		—			5			—		
5 その他		1	36	0.0	0	9	0.0	0	48	0.0
経常利益			2,741	3.3		4,495	4.8		8,404	4.8
VI 特別利益										
1 貸倒引当金戻入益		33			—			—		
2 法人事業税等 還付金		1			—			1		
3 その他		0	35	0.0	—	—	—	0	1	0.0
VII 特別損失										
1 投資有価証券 評価損		—			7			—		
2 固定資産除却損	※2	0			67			27		
3 固定資産売却損	※3	6			—			6		
4 減損損失	※4	118			42			179		
5 プロジェクト 中止損失	※5	46			—			53		
6 原状回復費用		16			25			56		
7 その他		0	187	0.2	1	144	0.1	8	331	0.2
税金等調整前 中間 (当期) 純利益			2,589	3.1		4,350	4.7		8,074	4.6
法人税、住民税 及び事業税		1,127			2,051			3,720		
法人税等調整額		91	1,218	1.5	△116	1,935	2.1	8	3,728	2.1
中間 (当期) 純利益			1,370	1.6		2,415	2.6		4,345	2.5

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	16,518	△0	25,944
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	16	16	—	—	32
剰余金の配当	—	—	△479	—	△479
中間純利益	—	—	1,370	—	1,370
自己株式の取得	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	890	△2,650	△1,726
平成18年11月20日残高 (百万円)	3,489	5,969	17,409	△2,650	24,218

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	25,944
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行	—	—	32
剰余金の配当	—	—	△479
中間純利益	—	—	1,370
自己株式の取得	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	0	9	9
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	9	△1,716
平成18年11月20日残高 (百万円)	△0	9	24,227

当中間連結会計期間（自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	20,384	△2,650	27,223
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	4	4	—	—	9
剰余金の配当	—	—	△679	—	△679
中間純利益	—	—	2,415	—	2,415
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	4	4	1,736	△0	1,745
平成19年11月20日残高 (百万円)	3,509	5,989	22,121	△2,651	28,969

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	△3	△1	69	27,291
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	9
剰余金の配当	—	—	—	—	△679
中間純利益	—	—	—	—	2,415
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△1	1	△0	61	61
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1	1	△0	61	1,806
平成19年11月20日残高 (百万円)	△0	△1	△2	131	29,098

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	16,518	△0	25,944
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	31	31	—	—	63
剰余金の配当	—	—	△479	—	△479
当期純利益	—	—	4,345	—	4,345
自己株式の取得	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	31	31	3,866	△2,650	1,279
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	20,384	△2,650	27,223

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	△0	—	25,994
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	63
剰余金の配当	—	—	—	—	△479
当期純利益	—	—	—	—	4,345
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	2	△3	△1	69	68
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2	△3	△1	69	1,347
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	△3	△1	69	27,291

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		2,589	4,350	8,074
減価償却費		257	319	601
ソフトウェア償却額		599	678	1,269
長期前払費用償却額		88	82	162
のれん償却		72	72	145
株式報酬費用		9	61	69
貸倒引当金の増減額		△65	208	△55
販売推進引当金の増減額		△172	112	△237
返品調整引当金の増加額		1	2	3
退職給付引当金の増加額		55	54	111
受取利息		△2	△3	△4
支払利息		0	—	0
減損損失		118	42	179
投資有価証券評価損		—	7	—
固定資産除却損		0	67	27
固定資産売却損		6	—	6
売上債権の増加額		△1,473	△2,052	△2,162
たな卸資産の増減額		△673	470	△930
未収入金の増減額		△54	21	△203
仕入債務の増加額		893	2,008	274
未払金の増減額		△1,516	380	45
ファクタリング未払金の増減額		—	△2,460	2,630
未払消費税等の増減額		△259	230	△128
その他		81	118	55
小計		556	4,775	9,934
利息の受取額		2	3	4
利息の支払額		△0	—	△0
法人税等の支払額		△1,969	△1,812	△3,734
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,410	2,967	6,205
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△2,450	△427	△3,018
有形固定資産の売却による収入		0	—	1
ソフトウェアの取得による支出		△1,649	△1,460	△3,390
長期前払費用の支払による支出		△210	△114	△280
差入保証金の支払による支出		△476	△103	△603
差入保証金の返金による収入		3	3	102
その他		—	△0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,782	△2,102	△7,189

		前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		32	9	63
自己株式の取得による支出		△2,650	△0	△2,650
配当金の支払額		△479	△679	△479
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,096	△670	△3,066
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		△0	△3	△2
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額		△9,291	190	△4,053
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		20,779	16,725	20,779
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※1	11,487	16,915	16,725

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社	連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽（上海）貿易有限公司	連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽（上海）貿易有限公司 当連結会計年度において、愛速客楽（上海）貿易有限公司を新たに設立いたしました。
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左	同左
3 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	連結子会社のうち、愛速客楽（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であり、中間連結財務諸表作成にあたっては、平成19年9月30日に仮決算を行い、同仮決算日現在の財務諸表を使用し、当中間連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。 なお、ASKUL e-Pro Service株式会社、ビジネススマート株式会社につきましては、中間連結決算日と一致しております。	連結子会社のうち、愛速客楽（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。 なお、ASKUL e-Pro Service株式会社、ビジネススマート株式会社につきましては、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ②デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法 ③たな卸資産 (a)商品 移動平均法による原価法 (b)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 ①有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置 7～15年 その他 2～22年	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 ②デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左 ③たな卸資産 (a)商品 同左 (b)貯蔵品 同左 ①有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置及び運搬具 4～15年 その他 2～22年	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 ②デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左 ③たな卸資産 (a)商品 同左 (b)貯蔵品 同左 ①有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置及び運搬具 4～15年 その他 2～22年

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
(3) 重要な引当金の計上 基準	<p>②無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>③長期前払費用 定額法</p> <p>①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として当中間連結会計期間の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p>	<p>(減価償却方法の変更) 改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当中間連結会計期間に完了したことから、当中間連結会計期間開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②販売推進引当金 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
	<p>③返品調整引当金</p> <p>エンドユーザーからの中間連結会計期間末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p> <p>④退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>③返品調整引当金</p> <p>同左</p> <p>④退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>③返品調整引当金</p> <p>エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p> <p>④退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>
	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段・・為替予約</p> <p>ヘッジ対象・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>④ヘッジ有効性の評価の方法</p> <p>ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>④ヘッジ有効性の評価の方法</p> <p>同左</p>	<p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>④ヘッジ有効性の評価の方法</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
6 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
<p>ストック・オプション等に関する会計基準 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ9百万円減少しております。</p>		

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで、流動負債の「未払金」に含めていた「ファクタリング未払金」は、当中間連結会計期間において、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「未払金」に含まれる「ファクタリング未払金」は94億47百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、当中間連結会計期間において、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「為替差損」は0百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増減額」に含めていた「ファクタリング未払金の増減額」は、当中間連結会計期間において、中間連結貸借対照表における「ファクタリング未払金」の表示方法を変更したことに伴い区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「未払金の増減額」に含まれる「ファクタリング未払金の減少額」は16億49百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年11月20日)	当中間連結会計期間末 (平成19年11月20日)	前連結会計年度末 (平成19年5月20日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物及び構築物 1,132百万円 有形固定資産 1,419 「その他」</p> <p>※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>※3 _____</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物及び構築物 1,143百万円 有形固定資産 1,809 「その他」</p> <p>※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>※3 _____</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物及び構築物 1,081百万円 有形固定資産 1,638 「その他」</p> <p>※2 _____</p> <p>※3 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。 支払手形 545百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)																																																								
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">配送運賃</td><td style="text-align: right;">3,495百万円</td></tr> <tr><td>販売推進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">4,479</td></tr> <tr><td>業務外注費</td><td style="text-align: right;">1,538</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">68</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">2,122</td></tr> </table>	配送運賃	3,495百万円	販売推進引当金繰入額	90	業務委託費	4,479	業務外注費	1,538	退職給付費用	68	地代家賃	2,122	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">配送運賃</td><td style="text-align: right;">3,374百万円</td></tr> <tr><td>販売推進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">438</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">4,276</td></tr> <tr><td>業務外注費</td><td style="text-align: right;">1,632</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">77</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">2,165</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">236</td></tr> </table>	配送運賃	3,374百万円	販売推進引当金繰入額	438	業務委託費	4,276	業務外注費	1,632	退職給付費用	77	地代家賃	2,165	貸倒引当金繰入額	236	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">配送運賃</td><td style="text-align: right;">6,772百万円</td></tr> <tr><td>販売推進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">314</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">8,942</td></tr> <tr><td>業務外注費</td><td style="text-align: right;">3,023</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">137</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">4,226</td></tr> </table>	配送運賃	6,772百万円	販売推進引当金繰入額	314	業務委託費	8,942	業務外注費	3,023	退職給付費用	137	地代家賃	4,226																		
配送運賃	3,495百万円																																																									
販売推進引当金繰入額	90																																																									
業務委託費	4,479																																																									
業務外注費	1,538																																																									
退職給付費用	68																																																									
地代家賃	2,122																																																									
配送運賃	3,374百万円																																																									
販売推進引当金繰入額	438																																																									
業務委託費	4,276																																																									
業務外注費	1,632																																																									
退職給付費用	77																																																									
地代家賃	2,165																																																									
貸倒引当金繰入額	236																																																									
配送運賃	6,772百万円																																																									
販売推進引当金繰入額	314																																																									
業務委託費	8,942																																																									
業務外注費	3,023																																																									
退職給付費用	137																																																									
地代家賃	4,226																																																									
<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> </table>	有形固定資産「その他」	0百万円	<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">19百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">16百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	3百万円	有形固定資産「その他」	27百万円	ソフトウェア	19百万円	無形固定資産「その他」	16百万円	<p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>無形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	有形固定資産「その他」	1百万円	ソフトウェア	16	無形固定資産「その他」	8																																						
有形固定資産「その他」	0百万円																																																									
建物及び構築物	3百万円																																																									
有形固定資産「その他」	27百万円																																																									
ソフトウェア	19百万円																																																									
無形固定資産「その他」	16百万円																																																									
建物及び構築物	0百万円																																																									
有形固定資産「その他」	1百万円																																																									
ソフトウェア	16																																																									
無形固定資産「その他」	8																																																									
<p>※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> </table>	有形固定資産「その他」	6百万円	<p>※3</p>	<p>※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> </table>	有形固定資産「その他」	6百万円																																																				
有形固定資産「その他」	6百万円																																																									
有形固定資産「その他」	6百万円																																																									
<p>※4 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p>用途 大阪物流センター 場所 大阪市住之江区</p> <p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな大阪物流センターである大阪DMCへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(118百万円)を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> (建物及び構築物)</td><td style="text-align: right;">94百万円</td></tr> <tr><td> (その他)</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td></td></tr> <tr><td> (機械装置)</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td> (工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> (ソフトウェア)</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> </table>	有形固定資産		(建物及び構築物)	94百万円	(その他)	5	リース資産		(機械装置)	15	(工具器具備品)	0	(ソフトウェア)	2	<p>※4 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都江東区</td> <td>個人向けECサイト</td> <td>有形固定資産「その他」 ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(42百万円)を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> </table>	場所	用途	種類	減損損失	東京都江東区	個人向けECサイト	有形固定資産「その他」 ソフトウェア	42百万円	有形固定資産「その他」	0百万円	ソフトウェア	41百万円	<p>※4 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市住之江区</td> <td>大阪物流センター</td> <td>建物附属設備 機械装置等</td> <td style="text-align: right;">118百万円</td> </tr> <tr> <td>仙台市宮城野区</td> <td>仙台物流センター</td> <td>建物附属設備 機械装置等</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな物流センターへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(179百万円)として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">大阪物流センター</th> <th style="width: 20%;">仙台物流センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">94百万円</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">2百万円</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">3百万円</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">—</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">18百万円</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失	大阪市住之江区	大阪物流センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円	仙台市宮城野区	仙台物流センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円		大阪物流センター	仙台物流センター	建物及び構築物	94百万円	14百万円	機械装置及び運搬具	2百万円	0百万円	有形固定資産「その他」	3百万円	1百万円	ソフトウェア	—	12百万円	リース資産	18百万円	31百万円
有形固定資産																																																										
(建物及び構築物)	94百万円																																																									
(その他)	5																																																									
リース資産																																																										
(機械装置)	15																																																									
(工具器具備品)	0																																																									
(ソフトウェア)	2																																																									
場所	用途	種類	減損損失																																																							
東京都江東区	個人向けECサイト	有形固定資産「その他」 ソフトウェア	42百万円																																																							
有形固定資産「その他」	0百万円																																																									
ソフトウェア	41百万円																																																									
場所	用途	種類	減損損失																																																							
大阪市住之江区	大阪物流センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円																																																							
仙台市宮城野区	仙台物流センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円																																																							
	大阪物流センター	仙台物流センター																																																								
建物及び構築物	94百万円	14百万円																																																								
機械装置及び運搬具	2百万円	0百万円																																																								
有形固定資産「その他」	3百万円	1百万円																																																								
ソフトウェア	—	12百万円																																																								
リース資産	18百万円	31百万円																																																								
<p>※5 プロジェクト中止に伴い、損失処理した業務委託費用であります。</p>	<p>※5</p>	<p>※5 プロジェクト中止に伴い、損失処理した業務委託費用であります。</p>																																																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間
(自 平成18年 5月21日 至 平成18年11月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	43,605,000	25,400	—	43,630,400
合計	43,605,000	25,400	—	43,630,400
自己株式				
普通株式 (注) 2	180	1,200,000	—	1,200,180
合計	180	1,200,000	—	1,200,180

(注) 1 発行済株式の当中間連結会計期間の増加株式数は、新株予約権の行使による増加25,400株であります。

2 自己株式の当中間連結会計期間の増加株式数は、自己株式の買受けによる増加1,200,000株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	9

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 8月10日 定時株主総会	普通株式	479	11	平成18年 5月20日	平成18年 8月11日

当中間連結会計期間
(自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	43,650,000	9,000	—	43,659,000
合計	43,650,000	9,000	—	43,659,000
自己株式				
普通株式 (注) 2	1,200,202	143	—	1,200,345
合計	1,200,202	143	—	1,200,345

(注) 1 発行済株式の当中間連結会計期間の増加株式数は、新株予約権の行使による増加9,000株であります。

2 自己株式の当中間連結会計期間の増加株式数は、単元未満株式の買取による増加143株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	131

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年8月8日 定時株主総会	普通株式	679	16	平成19年5月20日	平成19年8月9日

前連結会計年度
(自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	43,605,000	45,000	—	43,650,000
合計	43,605,000	45,000	—	43,650,000
自己株式				
普通株式 (注) 2	180	1,200,022	—	1,200,202
合計	180	1,200,022	—	1,200,202

(注) 1 発行済株式の当連結会計年度増加株式数は、新株予約権の行使による増加45,000株であります。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数の内訳は、自己株式の買受けによる増加が1,200,000株、単元未満株式の買取りによる増加が22株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
		前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	69

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成18年8月10開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	479百万円
(2) 1株当たり配当額	11円
(3) 基準日	平成18年5月20日
(4) 効力発生日	平成18年8月11日

4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成19年8月8日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	679百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	16円
(4) 基準日	平成19年5月20日
(5) 効力発生日	平成19年8月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成18年11月20日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成19年11月20日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (平成19年5月20日現在)
現金及び預金勘定 11,487百万円	現金及び預金勘定 16,915百万円	現金及び預金勘定 16,725百万円
現金及び現金同等物 11,487	現金及び現金同等物 16,915	現金及び現金同等物 16,725

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)																																																													
リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)																																																													
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額 および中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額および中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額お よび期末残高相当額																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (百万円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (百万円)</th> <th>減損損 失累計 額相当 額 (百万円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 「その他」</td> <td>3,736</td> <td>2,618</td> <td>15</td> <td>1,102</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>266</td> <td>197</td> <td>2</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,003</td> <td>2,816</td> <td>18</td> <td>1,168</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)	有形固定資産 「その他」	3,736	2,618	15	1,102	ソフトウェア	266	197	2	66	合計	4,003	2,816	18	1,168	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (百万円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (百万円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 「その他」</td> <td>2,526</td> <td>1,827</td> <td>699</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>81</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,608</td> <td>1,866</td> <td>742</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)	有形固定資産 「その他」	2,526	1,827	699	ソフトウェア	81	38	42	合計	2,608	1,866	742	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (百万円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (百万円)</th> <th>減損損 失累計 額相当 額 (百万円)</th> <th>期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 「機械装置及 び運搬具」</td> <td>2,732</td> <td>2,013</td> <td>27</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 「その他」</td> <td>315</td> <td>121</td> <td>—</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>151</td> <td>96</td> <td>3</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,198</td> <td>2,231</td> <td>31</td> <td>935</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)	有形固定資産 「機械装置及 び運搬具」	2,732	2,013	27	690	有形固定資産 「その他」	315	121	—	194	ソフトウェア	151	96	3	50	合計	3,198	2,231	31	935
	取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)																																																											
有形固定資産 「その他」	3,736	2,618	15	1,102																																																											
ソフトウェア	266	197	2	66																																																											
合計	4,003	2,816	18	1,168																																																											
	取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)																																																												
有形固定資産 「その他」	2,526	1,827	699																																																												
ソフトウェア	81	38	42																																																												
合計	2,608	1,866	742																																																												
	取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)																																																											
有形固定資産 「機械装置及 び運搬具」	2,732	2,013	27	690																																																											
有形固定資産 「その他」	315	121	—	194																																																											
ソフトウェア	151	96	3	50																																																											
合計	3,198	2,231	31	935																																																											
2 未経過リース料中間期末残高相当額およ びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額およびリ ース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年内 498百万円	1年内 360百万円	1年内 432百万円																																																													
1年超 745	1年超 416	1年超 585																																																													
合計 1,244	合計 776	合計 1,018																																																													
リース資産減損 勘定の中間期末 残高 18百万円		リース資産減損 勘定の期末残高 31百万円																																																													
3 支払リース料、減価償却費相当額、支払 利息相当額および減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額および支払利息 相当額	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額、支払利息相当 額および減損損失																																																													
支払リース料 300百万円	支払リース料 224百万円	支払リース料 577百万円																																																													
減価償却費相当額 281	リース資産減損勘定 の取崩額 31	リース資産減損勘定 の取崩額 18																																																													
支払利息相当額 13	減価償却費相当額 208	減価償却費相当額 548																																																													
減損損失 18	支払利息相当額 8	支払利息相当額 23																																																													
		減損損失 49																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	前中間連結会計期間末 (平成18年11月20日)	当中間連結会計期間末 (平成19年11月20日)	前連結会計年度末 (平成19年5月20日)
	中間連結貸借対照表計上額	中間連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	10百万円	2百万円	10百万円

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について7百万円の減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損にあたっては、株式の実質価額が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年11月20日)	当中間連結会計期間末 (平成19年11月20日)	前連結会計年度末 (平成19年5月20日)
取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。 なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名
株式報酬費用 (販売費及び一般管理費) 9百万円

- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社使用人 38名 当社子会社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 456,000株
付与日	平成18年10月27日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規程等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
対象勤務期間	平成18年10月27日から平成20年10月11日まで
権利行使期間	平成20年10月12日から平成23年10月11日まで
権利行使価格 (円)	2,333
付与日における公正な評価単価 (円)	593

(注) 株式数に換算して記載しております。

- 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
ブラック・ショールズモデルに基づき算定しております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名
株式報酬費用 (販売費及び一般管理費) 61百万円

- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名
株式報酬費用 (販売費及び一般管理費) 69百万円

2 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成13年5月期	平成14年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 5名 使用人 49名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 20名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 30名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 6名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注)	普通株式 277,000株	普通株式 243,000株	普通株式 220,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成12年8月3日	平成13年8月10日	平成14年11月6日	平成15年2月21日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
対象勤務期間	平成12年8月3日 平成14年8月3日	平成13年8月10日 平成15年8月10日	平成14年11月6日 平成16年8月8日	平成15年2月21日 平成16年8月8日
権利行使期間	平成14年8月4日 平成22年7月31日	平成15年8月11日 平成18年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日
権利行使価格 (円)	32	1,272	1,545	1,761
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—

	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 7名 使用人 33名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 38名 子会社取締役 1名	取締役 6名 使用人 45名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 10名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注)	普通株式 240,000株	普通株式 240,000株	普通株式 223,000株	普通株式 34,000株
付与日	平成15年12月18日	平成16年10月6日	平成17年9月15日	平成18年4月26日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
対象勤務期間	平成15年12月18日 平成17年8月8日	平成16年10月6日 平成18年8月6日	平成17年9月15日 平成19年8月5日	平成18年4月26日 平成19年8月5日
権利行使期間	平成17年8月9日 平成22年7月31日	平成18年8月7日 平成23年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日
権利行使価格 (円)	2,701	3,559	3,530	3,324
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—

	平成19年5月期	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 6名 使用人 38名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 3名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注)	普通株式 456,000株	普通株式 24,000株
付与日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。	付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
対象勤務期間	平成18年10月27日 平成20年10月11日	平成19年2月23日 平成21年2月7日
権利行使期間	平成20年10月12日 平成23年10月11日	平成21年2月8日 平成24年2月7日
権利行使価格 (円)	2,333	2,535
公正な評価単価 (付与日) (円)	593	679

(注) 株式数に換算して記載しております。

- 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
ブラック・ショールズモデルに基づき算定しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年5月21日 至平成18年11月20日)、当中間連結会計期間(自平成19年5月21日 至平成19年11月20日)および前連結会計年度(自平成18年5月21日 至平成19年5月20日)において、当社グループは、同一セグメントに属するオフィス関連商品の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年5月21日 至平成18年11月20日)において、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年5月21日 至平成19年11月20日)および前連結会計年度(自平成18年5月21日 至平成19年5月20日)において、全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年5月21日 至平成18年11月20日)および前連結会計年度(自平成18年5月21日 至平成19年5月20日)において、海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年5月21日 至平成19年11月20日)において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成18年5月21日 至平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自平成19年5月21日 至平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自平成18年5月21日 至平成19年5月20日)
1株当たり純資産額 570円78銭	1株当たり純資産額 682円24銭	1株当たり純資産額 641円28銭
1株当たり中間純利益 31円91銭	1株当たり中間純利益 56円89銭	1株当たり当期純利益 101円77銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 31円87銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 56円74銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 101円56銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次頁のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	1,370	2,415	4,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,370	2,415	4,345
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,956	42,453	42,701
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	49	115	90
(うち新株予約権(千株))	(49)	(115)	(90)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権</p> <p>(平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>397,600株</p> <p>(平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>448,000株</p> <p>(平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>462,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>(平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>456,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権</p> <p>(平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>365,600株</p> <p>(平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>412,000株</p> <p>(平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>422,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>(平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権</p> <p>(平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>387,600株</p> <p>(平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>438,000株</p> <p>(平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>448,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>(平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>450,000株</p> <p>(平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの)</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>24,000株</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
<p>子会社の設立</p> <p>連結財務諸表提出会社は、中国上海市で連結財務諸表提出会社全額出資による現地法人を設立いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>連結財務諸表提出会社は、平成17年4月に上海駐在員事務所を開設しており、主に中国生産の商材の発掘、中国マーケットのリサーチおよび現地パートナー企業との連絡業務を行ってまいりました。今後は、新たに設立する現地法人を優良中国メーカーとのパートナーシップ強化、中国貿易サプライチェーンマネジメント構築の役割を担う拠点とし、事業拡大に向けた商品調達体制の構築、営業活動を進めるために設立いたしました。</p> <p>(2) 主な事業内容</p> <p>オフィス関連商品等の海外貿易卸業務および中国国内卸業務</p> <p>(3) 設立会社の概要</p> <p>会社名 愛速客楽(上海)貿易有限公司 所在地 中華人民共和国上海市 襄陽南路175号 代表者 董事長 総経理 千代 亨 設立年月日 平成18年12月30日 資本金 US\$ 2,100,000 出資者 アスクル株式会社 100% 決算期 12月31日</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月20日)		当中間会計期間末 (平成19年11月20日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		10,955		16,193		15,966	
2 受取手形		26		31		18	
3 売掛金		23,797		26,374		24,355	
4 たな卸資産		8,569		8,341		8,821	
5 その他	※2	2,603		2,688		2,644	
貸倒引当金		△42		△125		△43	
流動資産合計		45,911	76.4	53,503	76.5	51,764	77.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	4,726		5,008		4,936	
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		4,164		4,094		4,097	
(2) その他		1,146		2,678		1,717	
無形固定資産合計		5,310		6,773		5,814	
3 投資その他の資産							
(1) その他		4,447		5,104		4,879	
貸倒引当金		△268		△405		△277	
投資その他の資産合計		4,178		4,699		4,602	
固定資産合計		14,215	23.6	16,481	23.5	15,352	22.9
資産合計		60,126	100.0	69,984	100.0	67,116	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月20日)		当中間会計期間末 (平成19年11月20日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※3	2,231		846		1,587	
2 買掛金		17,793		20,568		17,828	
3 未払金		13,313		3,920		3,264	
4 ファクタリング未払 金		—		11,265		13,726	
5 未払法人税等		1,152		2,252		1,974	
6 販売推進引当金		453		501		388	
7 返品調整引当金		33		38		35	
8 その他	※2	197		525		183	
流動負債合計		35,174	58.5	39,919	57.0	38,989	58.1
II 固定負債							
1 退職給付引当金		491		601		547	
2 その他		120		90		127	
固定負債合計		611	1.0	692	1.0	674	1.0
負債合計		35,786	59.5	40,611	58.0	39,664	59.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		3,489	5.8	3,509	5.0	3,504	5.2
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		5,969		5,989		5,985	
資本剰余金合計		5,969	10.0	5,989	8.6	5,985	8.9
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		10		10		10	
(2) その他利益剰余 金							
繰越利益剰余金		17,510		22,383		20,531	
利益剰余金合計		17,521	29.1	22,394	32.0	20,542	30.6
4 自己株式		△2,650	△4.4	△2,651	△3.8	△2,650	△3.9
株主資本合計		24,330	40.5	29,242	41.8	27,381	40.8
II 評価・換算差額等							
1 繰延ヘッジ損益		△0	△0.0	△0	△0.0	1	0.0
評価・換算差額等合 計		△0	△0.0	△0	△0.0	1	0.0
III 新株予約権		9	0.0	131	0.2	69	0.1
純資産合計		24,339	40.5	29,373	42.0	27,452	40.9
負債純資産合計		60,126	100.0	69,984	100.0	67,116	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)		当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			84,036	100.0		92,515	100.0		175,704	100.0
II 売上原価			63,694	75.8		70,463	76.2		132,986	75.7
売上総利益			20,342	24.2		22,051	23.8		42,718	24.3
返品調整引当金 戻入額			32	0.0		35	0.0		32	0.0
返品調整引当金 繰入額			33	0.0		38	0.0		35	0.0
差引 売上総利益			20,340	24.2		22,049	23.8		42,714	24.3
III 販売費及び一般管理費			17,621	21.0		17,499	18.9		34,386	19.6
営業利益			2,719	3.2		4,549	4.9		8,328	4.7
IV 営業外収益	※1		97	0.1		42	0.1		175	0.1
V 営業外費用	※2		36	0.0		3	0.0		48	0.0
経常利益			2,780	3.3		4,589	5.0		8,455	4.8
VI 特別利益	※3		35	0.0		—	—		1	0.0
VII 特別損失	※4 ※5		187	0.2		144	0.2		331	0.2
税引前中間 (当期) 純利益			2,628	3.1		4,444	4.8		8,125	4.6
法人税、住民税 及び事業税		1,111			2,030			3,671		
法人税等調整額		89	1,200	1.4	△117	1,913	2.1	6	3,677	2.1
中間 (当期) 純利益			1,427	1.7		2,531	2.7		4,448	2.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	10	16,562	16,573	△0	25,999
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	16	16	—	—	—	—	32
剰余金の配当	—	—	—	△479	△479	—	△479
中間純利益	—	—	—	1,427	1,427	—	1,427
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	—	947	947	△2,650	△1,669
平成18年11月20日残高 (百万円)	3,489	5,969	10	17,510	17,521	△2,650	24,330

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	25,999
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	—	—	32
剰余金の配当	—	—	△479
中間純利益	—	—	1,427
自己株式の取得	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	0	9	9
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	9	△1,659
平成18年11月20日残高 (百万円)	△0	9	24,339

当中間会計期間（自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金				
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	10	20,531	20,542	△2,650	27,381
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	4	4	—	—	—	—	9
剰余金の配当	—	—	—	△679	△679	—	△679
中間純利益	—	—	—	2,531	2,531	—	2,531
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	4	4	—	1,851	1,851	△0	1,860
平成19年11月20日残高 (百万円)	3,509	5,989	10	22,383	22,394	△2,651	29,242

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	69	27,452
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	—	—	9
剰余金の配当	—	—	△679
中間純利益	—	—	2,531
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△1	61	59
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1	61	1,920
平成19年11月20日残高 (百万円)	△0	131	29,373

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金		
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	10	16,562	16,573	△0	25,999
事業年度中の変動額							
新株の発行	31	31	—	—	—	—	63
剰余金の配当	—	—	—	△479	△479	—	△479
当期純利益	—	—	—	4,448	4,448	—	4,448
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	31	31	—	3,968	3,968	△2,650	1,381
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	10	20,531	20,542	△2,650	27,381

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	25,999
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	63
剰余金の配当	—	—	△479
当期純利益	—	—	4,448
自己株式の取得	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2	69	71
事業年度中の変動額合計 (百万円)	2	69	1,453
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	69	27,452

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>①商品 移動平均法による原価法</p> <p>②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>①商品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>①商品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～22年 機械装置 7～15年 工具器具備品 2～22年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～22年 機械装置 5～15年 工具器具備品 2～22年</p> <p>(減価償却方法の変更)</p> <p>改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当中間会計期間に完了したことから、当中間会計期間開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～22年 機械装置 5～15年 工具器具備品 2～22年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
	(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用 定額法	(2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当中間会計期間売上に対応する発生見込額を計上しております。 (3) 返品調整引当金 エンドユーザーからの中間会計期間末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、各事業年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 販売推進引当金 同左 (3) 返品調整引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当期売上に対応する発生見込額を計上しております。 (3) 返品調整引当金 エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、各事業年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引 ③ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込み額に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。 ④ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の為替リスクが軽減されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジ有効性の評価の方法 同左	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジ有効性の評価の方法 同左
6 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
<p>ストック・オプション等に関する会計基準 当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ9百万円減少しております。</p>	—	—

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)
—	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間まで、流動負債の「未払金」に含めていた「ファクタリング未払金」は、当中間会計期間において、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間会計期間の「未払金」に含まれる「ファクタリング未払金」は94億47百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月20日)	当中間会計期間末 (平成19年11月20日)	前事業年度末 (平成19年5月20日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,552百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,952百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,720百万円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 _____
※3 _____	※3 _____	※3 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。 支払手形 545百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)																				
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2百万円 受取配当金 29 受取手数料 4 賃貸料収入 41 たな卸資産処分益 12	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2百万円 受取手数料 3 賃貸料収入 21 たな卸資産処分益 7	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 4百万円 受取配当金 29 受取手数料 7 賃貸料収入 80 たな卸資産処分益 24																				
※2 営業外費用のうち主要なもの 賃貸物件諸費用 25百万円 支払手数料 8	※2 営業外費用のうち主要なもの 賃貸物件諸費用 2百万円 支払手数料 1	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 0百万円 賃貸物件諸費用 37 支払手数料 10																				
※3 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 33百万円	※3 —————	※3 特別利益のうち主要なもの 法人事業税等還付金 1百万円																				
※4 特別損失のうち主要なもの 減損損失 118百万円 プロジェクト中止損失 46 固定資産除却損 工具器具備品 0 固定資産売却損 工具器具備品 6 原状回復費用 16	※4 特別損失のうち主要なもの 減損損失 42百万円 固定資産除却損 建物 3 機械装置 0 工具器具備品 27 ソフトウェア 19 ソフトウェア 16 仮勘定 原状回復費用 25 投資有価証券評価損 7	※4 特別損失のうち主要なもの 減損損失 179百万円 プロジェクト中止損失 53 固定資産除却損 建物 0 工具器具備品 1 ソフトウェア 16 ソフトウェア 8 仮勘定 固定資産売却損 工具器具備品 6 原状回復費用 56																				
※5 減損損失の内訳 用途 大阪物流センター 場所 大阪市住之江区 当社は、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな大阪物流センターである大阪DMCへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（118百万円）を減損損失として計上いたしました。 なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。 減損損失の内訳は次のとおりであります。 有形固定資産 (建物) 61百万円 (構築物) 33 (機械装置) 2 (工具器具備品) 3 リース資産 (機械装置) 15 (工具器具備品) 0 (ソフトウェア) 2	※5 減損損失の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都江東区</td> <td>個人向けECサイト</td> <td>有形固定資産「その他」ソフトウェア</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（42百万円）を減損損失として計上いたしました。 なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	東京都江東区	個人向けECサイト	有形固定資産「その他」ソフトウェア	42百万円	※5 減損損失の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市住之江区</td> <td>大阪物流センター</td> <td>建物附属設備 機械装置等</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>仙台市宮城野区</td> <td>仙台物流センター</td> <td>建物附属設備 機械装置等</td> <td>60百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな物流センターへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（179百万円）として計上いたしました。 なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	大阪市住之江区	大阪物流センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円	仙台市宮城野区	仙台物流センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円
場所	用途	種類	減損損失																			
東京都江東区	個人向けECサイト	有形固定資産「その他」ソフトウェア	42百万円																			
場所	用途	種類	減損損失																			
大阪市住之江区	大阪物流センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円																			
仙台市宮城野区	仙台物流センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円																			

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)																																					
<p>6 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>256百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>600</td> </tr> </table>	有形固定資産	256百万円	無形固定資産	600	<p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産「その他」</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>41百万円</td> </tr> </table> <p>6 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>318百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>679</td> </tr> </table>	有形固定資産「その他」	0百万円	ソフトウェア	41百万円	有形固定資産	318百万円	無形固定資産	679	<p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大阪物流 センター</th> <th>仙台物流 センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>61百万円</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>33百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>2百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3百万円</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>—</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>18百万円</td> <td>31百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>599百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,271</td> </tr> </table>		大阪物流 センター	仙台物流 センター	建物	61百万円	14百万円	構築物	33百万円	0百万円	機械装置	2百万円	0百万円	工具器具備品	3百万円	1百万円	ソフトウェア	—	12百万円	リース資産	18百万円	31百万円	有形固定資産	599百万円	無形固定資産	1,271
有形固定資産	256百万円																																						
無形固定資産	600																																						
有形固定資産「その他」	0百万円																																						
ソフトウェア	41百万円																																						
有形固定資産	318百万円																																						
無形固定資産	679																																						
	大阪物流 センター	仙台物流 センター																																					
建物	61百万円	14百万円																																					
構築物	33百万円	0百万円																																					
機械装置	2百万円	0百万円																																					
工具器具備品	3百万円	1百万円																																					
ソフトウェア	—	12百万円																																					
リース資産	18百万円	31百万円																																					
有形固定資産	599百万円																																						
無形固定資産	1,271																																						

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間
(自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)

1 自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	180	1,200,000	—	1,200,180
合計	180	1,200,000	—	1,200,180

(注) 当中間会計期間増加株式数の内訳は、自己株式の買受けによる増加1,200,000株であります。

当中間会計期間
(自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)

1 自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	1,200,202	143	—	1,200,345
合計	1,200,202	143	—	1,200,345

(注) 当中間会計期間増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加143株であります。

前事業年度
(自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)

1 自己株式の種類および総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注)	180	1,200,022	—	1,200,202
合計	180	1,200,022	—	1,200,202

(注) 当事業年度増加株式数の内訳は、自己株式の買受けによる増加が1,200,000株、単元未満株式の買取りによる増加が22株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)																																																																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)																																																																																				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械装置)</td> <td>3,338</td> <td>2,423</td> <td>15</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>136</td> <td>59</td> <td>-</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具器具備品)</td> <td>262</td> <td>135</td> <td>0</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>266</td> <td>197</td> <td>2</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,003</td> <td>2,816</td> <td>18</td> <td>1,168</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械装置)	3,338	2,423	15	899	有形固定資産(車両運搬具)	136	59	-	76	有形固定資産(工具器具備品)	262	135	0	126	ソフトウェア	266	197	2	66	合計	4,003	2,816	18	1,168	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械装置)</td> <td>2,143</td> <td>1,690</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>105</td> <td>37</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具器具備品)</td> <td>277</td> <td>99</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>81</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,608</td> <td>1,866</td> <td>742</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械装置)	2,143	1,690	453	有形固定資産(車両運搬具)	105	37	68	有形固定資産(工具器具備品)	277	99	177	ソフトウェア	81	38	42	合計	2,608	1,866	742	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械装置)</td> <td>2,628</td> <td>1,987</td> <td>27</td> <td>613</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(車両運搬具)</td> <td>103</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具器具備品)</td> <td>315</td> <td>121</td> <td>-</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>151</td> <td>96</td> <td>3</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,198</td> <td>2,231</td> <td>31</td> <td>935</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械装置)	2,628	1,987	27	613	有形固定資産(車両運搬具)	103	26	-	76	有形固定資産(工具器具備品)	315	121	-	194	ソフトウェア	151	96	3	50	合計	3,198	2,231	31	935
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																		
有形固定資産(機械装置)	3,338	2,423	15	899																																																																																		
有形固定資産(車両運搬具)	136	59	-	76																																																																																		
有形固定資産(工具器具備品)	262	135	0	126																																																																																		
ソフトウェア	266	197	2	66																																																																																		
合計	4,003	2,816	18	1,168																																																																																		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
有形固定資産(機械装置)	2,143	1,690	453																																																																																			
有形固定資産(車両運搬具)	105	37	68																																																																																			
有形固定資産(工具器具備品)	277	99	177																																																																																			
ソフトウェア	81	38	42																																																																																			
合計	2,608	1,866	742																																																																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																		
有形固定資産(機械装置)	2,628	1,987	27	613																																																																																		
有形固定資産(車両運搬具)	103	26	-	76																																																																																		
有形固定資産(工具器具備品)	315	121	-	194																																																																																		
ソフトウェア	151	96	3	50																																																																																		
合計	3,198	2,231	31	935																																																																																		
2 未経過リース料中間期末残高相当額およびリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額																																																																																				
<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>498百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,244</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	498百万円	1年超	745	合計	1,244	<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>360百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>776</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	360百万円	1年超	416	合計	776	<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,018</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	432百万円	1年超	585	合計	1,018																																																																		
1年内	498百万円																																																																																					
1年超	745																																																																																					
合計	1,244																																																																																					
1年内	360百万円																																																																																					
1年超	416																																																																																					
合計	776																																																																																					
1年内	432百万円																																																																																					
1年超	585																																																																																					
合計	1,018																																																																																					
リース資産減損勘定の中間期末残高		リース資産減損勘定の期末残高																																																																																				
18百万円		31百万円																																																																																				
3 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および支払利息相当額	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失																																																																																				
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>300百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	300百万円	減価償却費相当額	281	支払利息相当額	13	減損損失	18	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>224百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	224百万円	リース資産減損勘定の取崩額	31	減価償却費相当額	208	支払利息相当額	8	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>577百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	577百万円	リース資産減損勘定の取崩額	18	減価償却費相当額	548	支払利息相当額	23	減損損失	49																																																										
支払リース料	300百万円																																																																																					
減価償却費相当額	281																																																																																					
支払利息相当額	13																																																																																					
減損損失	18																																																																																					
支払リース料	224百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	31																																																																																					
減価償却費相当額	208																																																																																					
支払利息相当額	8																																																																																					
支払リース料	577百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	18																																																																																					
減価償却費相当額	548																																																																																					
支払利息相当額	23																																																																																					
減損損失	49																																																																																					
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																																				
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左																																																																																				

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年11月20日)、当中間会計期間末(平成19年11月20日)および前事業年度末(平成19年5月20日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
1株当たり純資産額 573円41銭	1株当たり純資産額 688円71銭	1株当たり純資産額 645円07銭
1株当たり中間純利益 33円23銭	1株当たり中間純利益 59円62銭	1株当たり当期純利益 104円18銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 33円19銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 59円46銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 103円95銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次頁のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
1株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益（百万円）	1,427	2,531	4,448
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益（百万円）	1,427	2,531	4,448
普通株式の期中平均株式数（千株）	42,956	42,453	42,701
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	—	—	—
普通株式増加数（千株）	49	115	90
（うち新株予約権（千株））	(49)	(115)	(90)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権</p> <p>（平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>397,600株</p> <p>（平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>448,000株</p> <p>（平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>462,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>（平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>456,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権</p> <p>（平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>365,600株</p> <p>（平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>412,000株</p> <p>（平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>422,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>（平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類および数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権</p> <p>（平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>387,600株</p> <p>（平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>438,000株</p> <p>（平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>448,000株</p> <p>会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権</p> <p>（平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>450,000株</p> <p>（平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの）</p> <p>潜在株式の種類及び数</p> <p>種類 普通株式</p> <p>24,000株</p>

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年5月21日 至 平成18年11月20日)	当中間会計期間 (自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日)	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)
<p>子会社の設立</p> <p>当社は、中国上海市で当社全額出資による現地法人を設立いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>当社は、平成17年4月に上海駐在員事務所を開設しており、主に中国生産の商材の発掘、中国マーケットのリサーチおよび現地パートナー企業との連絡業務を行ってまいりました。今後は、新たに設立する現地法人を優良中国メーカーとのパートナーシップ強化、中国貿易サプライチェーンマネジメント構築の役割を担う拠点とし、事業拡大に向けた商品調達体制の構築、営業活動を進めるために設立いたしました。</p> <p>(2) 主な事業内容</p> <p>オフィス関連商品等の海外貿易卸業務および中国国内卸業務</p> <p>(3) 設立会社の概要</p> <p>会社名 愛速客楽(上海)貿易有限公司 所在地 中華人民共和国上海市 襄陽南路175号 代表者 董事長 総経理 千代 亨 設立年月日 平成18年12月30日 資本金 US\$ 2,100,000 出資者 アスクル株式会社 100% 決算期 12月31日</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第44期）自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日

平成19年8月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月8日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成18年5月21日から平成19年5月20日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成18年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月8日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成19年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月8日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成18年5月21日から平成19年5月20日までの第44期事業年度の中間会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社の平成18年11月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年5月21日から平成18年11月20日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月8日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社の平成19年11月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年5月21日から平成19年11月20日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。